

平成 28 年度 事業計画

I 基本方針

我が国においては、少子高齢化が急速に進展し労働力人口が減少する中、高年齢者の就労意欲は高く、労働力人口に占める高年齢者の割合や高年齢者の就業率は近年上昇を続けており、将来に必要な労働力人口を確保するためにも、働く意欲のある高年齢者が、長年培ってきた知識や経験を活かし、年齢にかかわらず活躍し続けることが出来る「生涯現役社会」を実現することがますます重要になってきております。

このような現状を踏まえて、今後の高齢者雇用対策では、高年齢者の多様なニーズに対応した施策を展開していく必要があります。地域の日常生活に密着した仕事を提供しているシルバー人材センターの機能強化等に積極的に取り組むことが期待されております。国の施策においても、シルバー人材センターの「臨・短・軽」要件の緩和及び適正な就業環境の確保に係る基本的な考え方が示されております。

そのような中、シルバー人材センター事業では、引き続き、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を活用し、高年齢者の人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野における就業機会を促進するための事業を積極的に展開します。

今年度、当センターは、「雇用就業」の機会の確保に重点をおき、就労を希望するシニア層の「受け皿」から、団塊の世代をはじめ地域活力と成長を担うシニアと、若年層それぞれが役割を分かち合い、「生きがい」、「やりがい」を、実感し、シニア層の皆様に魅力ある仕事の提供と、共に地域の将来を創造する運動体として発展して参りたいと思っております。

重点目標には、会員増強と就業機会の確保を最重要課題として掲げ、会員確保と就業機会確保を一体化した営業活動を実践します。また、会員であることの魅力の強化を図るため、シルバーの基本理念・精神は変えることなく、会員憲章のもと、社会参加と地域貢献活動に取り組みます。

また、新たな事業として、地域の地方公共団体や商工団体と連携して地域社会の維持・発展につながる事業とした地域就業機会創出・拡大事業を実施します。

収益事業においては、収益性を維持するため、地域のニーズを踏まえた事業の精査・拡充を進めると共に、在宅高齢者健康増進を図る事業の拡充を図り、介護保険法改正による「介護予防・日常生活支援総合事業」への参入準備を進めます。

このような事業を、地域の高齢者とお客様の視点に立って展開することにより、財政状況の健全化とその維持改善に取り組みます。

II. 重点目標

- A 就労・活動機会の充実確保
- B 効果的な営業活動の推進
- C 会員入会の組織体制の確立
- D 女性会員・地域班活動の活性化
- E 収支相償への取り組み
- F 高齢者ケア事業の推進

III. 事業実施計画

1. 高齢者に対する雇用によらない就業の機会の確保・提供事業

- (1) 会員の就労希望に応えるため、営業推進実行委員会活動により、高齢者が働く裾野を広げる営業活動を継続的・組織的に展開する。
- (2) 就業機会の提供は、地域のお客様から発注された仕事の情報や内容等を広くセンターの会員である高齢者に周知し、高齢者の希望、能力等に応じて公平に提供を行うため、お客様から信頼される仕事の質を保つことを前提に、出来る限り多くの高齢者の就業機会が保たれるようグループ就業、ローテーション就業等を推進する。
- (3) 請負、委任による仕事の受注と提供について適正化を図る。
- (4) 安全・適正就業委員会を核に、安全就業の徹底を図り、適正就業基準と会員就業コーディネートプランに基づき、未就業会員等への就業機会の提供に努め、就業率の向上を目指す。
- (5) センター事業が円滑に行われるよう支部組織の充実を図り、市内一円で同じ就業条件で働ける環境の整備、就業に係る連絡体制の確保及び就業先の開拓を行う。
- (6) 高齢者の就業機会拡大のため高齢者が独自の創意と工夫により、就業を創出する事業として独自事業を行う。
- (7) 地域社会の支え手を確保していくことが必要と見込まれる分野、子育て、高齢者に対する生活支援、介護等高齢者の活用、活躍の場を開拓する。

2. 雇用による就業を希望する高齢者に対する労働者派遣事業及び職業紹介事業

(1) 労働者派遣事業

高齢者の多様な就業ニーズを踏まえた就業機会を確保していくため、労働者派遣事業の機能強化を図る。あらかじめ登録した会員のうち、派遣労働を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき、当センター内に、愛媛県シルバー人材センター連合会松山実施事務所を常設し、会員である高齢者の適切な就業環境を確保する。同時に適正な事業運営を確保する。

- ① 基幹システムと派遣システムを連動し会員詳細情報のデータ化を図り業務の効率化を図る。
- ② 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う適正な取り組みを図る。

(2) 職業紹介事業

高齢者雇用対策事業（高齢者就労総合相談窓口事業）の実施に伴い、職業安定法の定めるところにより、許可による職業紹介事業の展開を図り、高齢者等の就労ニーズの多様化に対応し、退職後等も、継続的な仕事を含めた就労機会を提供するための事業を行う。

① 地域の高齢者等への職業紹介・斡旋

「高齢者就労相談窓口」を開設し、働く意欲と能力のある高齢者がその能力を発揮して働き続けられるよう、従来の臨時かつ短期就業のみならず、「常用雇用」も含めた、求職者・事業者のニーズに応じたマッチング支援を行う。

② 地域の高齢者等への就労相談、キャリアコンサルティング

就労相談においては、相談員として職業紹介経験者や、キャリアカウンセラー等を配置し、利用者本人の経験・能力や、健康状態、年金制度の影響等様々な状況を確認するなど、高齢者の特性に配慮した相談を実施する。

③ 高齢者等の就労の開拓

高齢者等が定年退職後等も継続的に働く意義や地域の企業等が高齢者の経験や知識を活用する意義等を広くかつ正しく啓発し、本事業への理解と求人開拓の促進を図る、ホームページ等で情報公開を行うなど、広く周知する。

④ 就労セミナーの開催

一般高齢者を対象に就職セミナーを開催し、高齢者が就業するために必要な知識及び技能を付与し、その能力を生かして希望に沿った就職を実現する。

⑤ 高齢者社会参加活動の総合コーディネーター

一般高齢者を対象に就職・社会参加に関する助言や、指導を行い、男女の差なく就業できる機会の確保や、労働安全衛生を考慮した環境を整備することで、高齢者の生きがいがいづくりに繋げる。

3. 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

(1) 技能開発講習会事業

就業意欲のある高齢者を対象とした講習会や、新たな就業を希望する女性

会員を対象とした研修会等を開催し、就業に必要な技能や知識を付与し就業に結びつけるために講習会を実施する。

(2) 接遇講習会事業

地域社会の活性化を担う会員として、その活動の礎となるモラルの向上と接遇能力を向上させる講習会を実施する

4. 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加促進事業

働くことに加えた「楽しさ」「集う喜び」を提供する、地域班活動の拡充やセンターを通じた趣味活動の実施を促進する。

ボランティア活動を希望する高齢者を対象に、社会参加活動の一環として、市と連携したまち美化活動や地域班を活用した清掃活動、及び地域イベント等に係るボランティア活動を実施する。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供に努める。

(3) シルバーサロン事業

社会参加に意欲のある健康な高齢者に就業の場を提供するとともに、当センター利用者、会員を初めとした高齢者に交流の場を提供することにより、高齢者の生きがいの充実に努める。(市内2カ所)

(4) 生きがいデイサービス事業

市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法に規定する通所介護を利用することができない方が、生きがいデイサービスに通所し、各種サービスを受けることによって健康と生きがいづくりの促進と閉じこもり予防に繋がる事業として実施する。

(5) 高齢者生活基盤支援事業

地域住民による支え合い機能の低下や集落の崩壊も危惧されている離島において、生活基盤支援（「見守り」と「買い物支援」）及びミニデイサービス事業を実施し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境を整備する。

5. 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

- ① 就業機会確保と会員確保を一連の業務とし、職員が一定のスキルを有する職業分野における仕事と、その経験者を会員に確保する営業活動を展開する。

- ② 営業推進員を配置し、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面接し、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を生かせる職域の開拓を実施する。

女性就業拡大推進員を配置し、営業推進員とタイアップし会員拡大のための事業・職種の開拓と女性会員就業相談を促進する。

(2) 調査研究事業

地域社会のニーズにマッチした事業展開を実施するために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識調査や健康づくりの推進に関する調査を実施する。

(3) 安全・適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の徹底と健康管理の啓発活動を行う。

- ① 就業する会員（高齢者）が自転車を利用する際のヘルメットの着用について、会員総意でヘルメット着用を推進する。
- ② 安全就業対策について一層の体制整備と、実効のある安全就業対策の推進に努める。
- ③ 安全・適正就業委員会と安全推進員の連携により、就業現場巡回指導、安全会報の発行、交通安全講習等を実施する。また、高齢者の健康管理のため、市の健康診断受診推奨などを実施する。

(4) 普及啓発事業

市報、ポスターの掲示及びチラシ等の配布や、ホームページの充実、センターボランティア活動の報道依頼などを行う。

- ① 組織基盤の脆弱化への対応として、「入会セミナー」を月4回、移動説明会を併せて実施する。
- ② 入会申込について、入会者に寄り添い傾聴する機会とし、入会申込者に対して専用窓口を設け、対応職員は一定の傾聴スキルを有する者とする。
- ③ Web 会員登録機能を構築し入会から就業提供までの時間軽減を図る。
- ④ 地域ニーズに柔軟に対応するため、入会手続きの柔軟性を確保する。
- ⑤ 働く人の応援情報誌として、また女性・現役世代、高齢者の生活を豊かにする情報ツールとして「くらし・えーる」を発刊する。
- ⑥ Web 人材リスト掲載希望者を募集し「いきいき仕事センターマッチングサイト」を構築する。
- ⑦ 人材不足分野に就業できる高齢者、特に女性会員の入会促進を図る。
- ⑧ 事業案内・事業実施状況をさらにアピールするためホームページを見

直し、普及啓発に積極的に活用する。

- ⑨ センター本部・支部、福祉事務所を情報発信基地とし、パンフレットの配布やポスターの掲示依頼を行う。
- ⑩ 広報担当理事・職員により、報道機関、関係機関等への情報提供等、センター事業の普及啓発に努める。
- ⑪ 愛媛県シルバー人材センター連合会と連携し、労働者派遣事業の拡充、多様な就業形態への紹介を広く啓発する。
- ⑫ 高齢者の生活支援と長寿会員の活動機会を充実するため、「シルバーサロン清水町」・「久米・愛あいサロン」や成年後見制度の普及啓発を図る。
- ⑬ 事業に係る団体・企業等を対象として賛助会員を募る。

(5) 地域就業機会創出・拡大事業

地域の地方公共団体や商工団体等と連携して、地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出する事業を実施する。

① 空き家等巡回管理サービス連携事業

組織的かつ広域的空き家等巡回管理サービス提供体制の整備と、多様なニーズにワンストップで対応する総合的支援体制の構築を図る。

② 女子力集結！！ネット活用新規おしごとメイクプラン(make plan)

現役世代の母親グループ等との連携を図り、女性会員が集う場で、女性の感性とネットワーク、女性の生活に密着した技能・技術と地道な就労特性を活用し世代間交流を図る事業を実施し、女性会員の就労創造事業を開拓する。

(6) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

高齢者の、人手不足分野・現役世代を支える分野で、主にサービス業務の人手不足分野、育児・介護等の現役世代を支える分野の就業を促進するための事業を実施する。

① 連絡協議会の実施

② 女性活躍推進会議の実施

③ ニーズアンケートの実施（年3回予定）

④ 働く女性及び経営者の座談会（年10回開催予定）

⑤ 高齢者セミナーの実施（年3回開催予定）

⑥ 社会・経済の発展に資する事業（都心部の人材と仕事獲得事業）

⑦ 派遣登録会員のデータベース構築事業

⑧ 現役世代の女性等の家庭内の手間や時間的制約の解消事業（市内2か所で実施予定）

⑨ 企業活動の活性化事業

⑩ 現役世代の女性が働きやすい環境の推進

⑪ 高齢者の就労（就労体力向上と食に係る経験の掘り起し事業）

(7) 助成金等を利用した事業

助成事業や国の委託事業を利用し、高齢者の多様な就業機会の確保を図るため、シルバー人材センターならではの事業に積極的に取り組む。

6. 介護保険等事業の拡充

(1) 元気な高齢者が、より弱い立場にある高齢者を、長年生活した環境を維持し、生涯健やかに暮せるお手伝いを、継続的に行うことを目的として実施する介護保険事業等の一層の充実を目指す。このため介護に係る専門的資格と知識を有する会員の就業機会の確保・拡大に努め、地域高齢者及び会員とその家族等関わるすべてが将来にわたり自立した生活が送れるよう「介護保険法」及び「障害者総合支援法」に基づき次の事業を行う。

- 居宅介護支援事業（松山・北条・中島福祉事務所）
- 訪問介護事業／介護予防訪問介護事業（松山・北条・中島福祉事務所）
- 訪問入浴介護事業／介護予防訪問入浴介護事業（北条福祉事務所）
- 通所介護事業／介護予防通所介護事業（北条福祉事務所）
- 松山市介護予防事業（通所型）（北条福祉事務所）
- 居宅介護事業／重度訪問介護事業／同行援護事業（北条・中島福祉事務所）
- 移動支援事業（北条・中島福祉事務所）
- 松山市巡回入浴サービス事業（北条福祉事務所）

(2) 公益社団法人としての介護保険事業は収益事業として収益を確保するとともに、公益に資する団体として、離島・山間部での高齢者ケア事業の充実を図る。

(3) 介護保険事業の増収を図るため、前年度の介護報酬改定に即した事業運営に努めるとともに、新規利用者の開拓に取り組む。

(4) 平成 29 年度より松山市が実施する『介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）』の受け皿としての体制づくりを進める。

(5) 高品質のサービスを提供し、地域社会に信頼される「やさしさと温もりのある、こまやかなケア」を行う。

(6) 介護職員処遇改善に取り組むなど職場環境を整備し、職員及び会員ヘルパーの人材の定着及び確保に努める。

(7) 松山市が実施する母子世帯等に対する事業である、松山市母子家庭等日常生活支援事業を受託する。（松山福祉事務所）

7. 事務局体制の充実

- (1) 入会時の受付対応の強化と職員への一定の傾聴スキルの資格取得の推進
- (2) 職員のモチベーションを維持・向上するため、それぞれの職責・能力に見合う職員の処遇改善を図る。
- (3) 職員の意識改革と人材育成を図るため、研修の機会確保と人事考課制度により、職員の適正配置を効果的に実施する。
- (4) 公益法人として、会計基準に基づいた適正な執行に当たるため、職員の経理的基礎及び技術的能力を向上させる。
- (5) 収支相償へ取り組むため、本部・支部・福祉事務所の連携を図り体制の整備を行う。
- (6) 事業経費の明確化、事務の効率化等によりコスト削減を実行する。
- (7) 理事会に連動して、迅速かつ的確に執務ができるよう、事務局組織・事務分掌の見直しを随時行う。
- (8) 公益法人として、必要とされる情報の公開を適切に実施し、透明性の高い事務事業に当る。
- (9) 設立 30 周年への基本構想策定と資金確保